

都市再生特別措置法に基づく 寄居町立地適正化計画に係る届出制度について

1. 居住誘導区域外における事前届出について

(1) 対象となる区域

居住誘導区域外の区域



(2) 届出が必要となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、着手する**30日前**までに、町長への届出が必要となります。

開発行為

◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

(例) **届出必要** 3戸の開発行為



◆1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で 1,000㎡以上の規模のもの

(例) **届出必要** 1,300㎡、1戸の開発行為



届出不要 800㎡、2戸の開発行為



建築等行為

◆3戸以上の住宅の新築

◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3戸以上の住宅とする場合

(例) **届出必要** 3戸の建築行為



届出不要 1戸の建築行為



2. 都市機能誘導区域外における事前届出について

(1) 対象となる区域

都市機能誘導区域外の区域



(2) 届出が必要となる行為

都市機能誘導区域外^外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、着手する**30日前**までに、町長への届出が必要となります。

開発行為

- ◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築等行為

- ◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

その他の行為

- ◆誘導施設を休止又は廃止する行為

【各都市機能誘導区域の誘導施設】

都市機能	誘導施設	寄居駅周辺	男衾駅周辺
子育て機能	■ 子育て支援施設 児童福祉法第6条の3第6項の事業を行う施設	○	◎
商業機能	■ スーパーマーケット 生鮮品、日用品等を扱う売り場面積が1,000㎡以上の店舗	○	○
金融機能	■ 銀行・信用金庫等	○	◎

○：誘導施設に設定し、立地を維持する施設 ◎：誘導施設に設定し、新たに誘導する施設

届出の様式・添付書類等の詳細は「寄居町 立地適正化計画」で検索いただくか、右QRコードからHPをご確認ください。

【届出窓口】寄居町 都市計画課 都市計画班
(電話) 048-581-2121 (内線241)

